「事業ごみ」と「家庭ごみ」の違い

●「事業ごみ」とは、**家庭以外から出たごみ全て**を指します。※1

例えば、**オフィス(事務所)、店舗、病院、学校、福祉施設、保育園、町内会活動**から出るごみ、**NPO法人、マンション管理組合**が出すごみは**事業ごみ**になります。

●「事業ごみ」と「家庭ごみ」は処理(収集運搬と処分)の方法が異なります。このガイドブックに従って、適切に処理しましょう。

違いその1

事業ごみは、**札幌市では収集しません。**

排出者がごみの種類ごとに、
(1)**許可を持つ民間の業者へ収集を委託**※1
(2)**民間又は市の処理施設へ持込み**
のいずれかの方法で処理してください。

注意! **家庭ごみステーションや大型ごみ収集センターは使えません。**

違いその2

事業ごみは、**書類等による手続きが必要**※1となります(委託契約書等)。

ごみの適切な処理を確認するために、
(1)**許可を持つ民間の業者と、正しい方法で委託手続を行います。**
(2)**処理施設へ持ち込む場合も、書類での手続きを行います。**

注意! **ごみがきちんと処理されないと、委託した排出者が責任を問われます。**※1

ごみ処理の流れ(例)※2

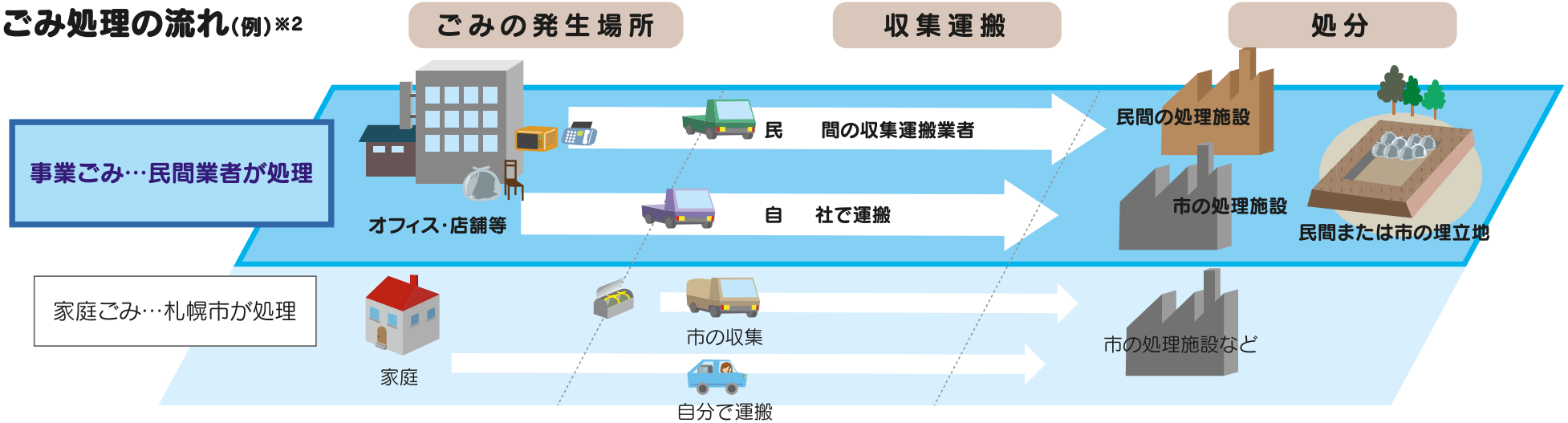

※1 これらの内容については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により定められています。
※2 この図はごみ処理の一例です。

事業ごみの分け方と収集運搬業者の連絡先については、次のページへ